

地方税法施行令の一部を改正する政令について

1 事業所税の概要

○ 人口 30 万以上の都市等が、道路・上下水道・学校・病院等の整備・改善の費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税

○課税団体：77 団体（平成 24 年 4 月 1 日現在）
東京都（区部）、政令指定都市、首都圏・近畿圏の特定の市、
その他人口 30 万以上の市で政令で指定するもの

○税 率：「資産割」（事業所床面積） 600 円／ m^2
「従業者割」（従業者給与総額） 100 分の 0.25 } 合計額を事業者が納税

○免税点：「資産割」（事業所床面積） 1,000 m^2
「従業者割」（従業者数） 100 人

○税 収：3,390 億円（平成 23 年度決算額）

2 政令改正の内容

○ 地方税法において、人口が 30 万以上である市を、事業所税の課税団体として政令で指定することとされている（地税法 § 701 の 31① I ハ、地税令 § 56 の 15）

○ 青森県青森市について、人口が 30 万未満となり課税団体の要件を満たさなくなるため、課税団体としての指定を取り消すもの（地税令 § 56 の 15 を改正）
【青森市：平成 22 年 4 月 28 日指定】

※ 今回の指定取消により事業所税の課税団体は 76 団体となる

3 日 程

○ 政 令 公 布：平成 25 年 4 月 26 日（金）

※ 青森市における事業所税の適用関係は以下のとおり（地税令 § 56 の 84①）

法人の事業：非適用日（平成 25 年 4 月 1 日）の属する事業年度の直前の事業年度分まで課税

個人の事業：非適用日（平成 25 年 4 月 1 日）前に終了した個人に係る課税期間分まで課税